

入札監理小委員会  
第757回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第757回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和8年3月18日（水）15：13～16：11

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会

2. 実施要項（案）の審議

○エネルギー消費統計に係る調査実施等事業（エネルギー消費統計調査）（経済産業省  
資源エネルギー庁）

3. 報告（市場化テスト開始時期の再延期）

○建設工事統計調査 調査業務（国土交通省）

4. 閉会

<出席者>

中川主査、石田副主査、岡本副主査、

尾花専門委員、川崎専門委員、三輪専門委員、和田専門委員

（エネルギー消費統計に係る調査実施等事業（エネルギー消費統計調査））

経済産業省 資源エネルギー庁 長官官房 総務課 戦略企画室

後藤室長

金井室長補佐

齋藤室長補佐

小島係員

（建設工事統計調査 調査業務）

国土交通省 総合政策局 情報政策課 建設経済統計調査室

長谷川企画専門官

水田調査係長

（事務局）

吉田事務局長、谷口参事官、杉田企画官

○中川主査 それでは、ただいまから第757回入札監理小委員会を開催いたします。

初めに、エネルギー消費統計に係る調査実施等事業の実施要項（案）について、経済産業省資源エネルギー庁長官官房総務課戦略企画室、後藤室長から御説明をお願いしたいと思っております。なお、御説明は15分程度でお願いいたします。

○後藤室長 お時間いただき、ありがとうございます。戦略企画室長の後藤でございます。お時間の中で、まず、どんな調査かというのを、改めて冒頭御説明させていただいた上で、実施要項の詳細を担当の齋藤から御説明させていただければと思っております。

まず、エネルギー消費統計調査についてという資料A-3を御覧いただけますでしょうか。エネルギー消費統計調査が何かということを中心に申し上げますと、その名のとおり、日本国内でどのような分野にどれだけエネルギーが使われているかということをおおまかに調査するものでございます。エネルギーというと、電力でもなくて石油にも限定せずに、要は広くエネルギー全般になります。

資料の3ページの図を御覧いただければと思っておりますが、エネルギー消費統計調査の範囲、関連統計の整理という図を準備させていただいております。そちらの左側を見ていただければ、エネルギー消費統計調査の範囲ということで太枠赤線がありますが、その中で緑の部分があるのですけれども、そちらは石油等消費動態統計調査という別の調査で、基幹統計として調査してございます。これは言ってしまうと、大規模な事業者で、かつ、製造業などの特にエネルギー消費が大きい9業種は重要であるということで、基幹統計という形で、全数に対して、それこそ統計調査の回答も義務という形の基幹統計とさせていただいておりますが、より広い、こちらのほうですと約18万の事業所に対しては、一般統計という形で調査の御協力をいただいております。

その中で大きな分類としては、エネルギー多消費には入らない大企業を含めた産業部門、業務部門を含めたエネルギー消費事業者が対象になってございます。

2ページ目に戻っていただければと思っておりますが、それらを対象にして、地域は全国、実施時期は毎年4月から6月に実施し、翌年の3月末に公表という形でやっております。事業所全部で620万件が調査対象となるうち、一応、抽出という形で18万事業所を対象として調査を実施してございまして、直近の令和6年度の回収実績は、実績値ですと約64%となっております。

そのような形で調査をしまして、例えば、今、中東が緊張状態となっておりますが、そうすると各国が年間エネルギーをどれくらい使っているのかとか、どの分野にどれくらいの

エネルギーを消費しているのかというときに、そういうものが分かると、恐らく1年間で、この国はこれぐらいエネルギーを消費するよね、しないよねというのが分かったりするの  
で、そういう観点で実施している調査になります。

活用事例ということで4ページにございますが、今申し上げたように、どれぐらいエネルギーを使うかというほかに、需給見通しモデルの基礎ということで、さらには右側、CO<sub>2</sub>排出算定の基礎ということで、例えばカーボンニュートラルを目指していくときに、どの産業分野がどれぐらいCO<sub>2</sub>を使っている、どういう技術導入をしたらどれぐらい総量が減っていくかとか、そういうところも含めて調査をするのに有効活用してございます。

5ページを御覧いただきますと、冒頭に口頭で申し上げてポンチ絵で紹介させていただきましたが、基幹統計である石油等消費動態統計調査との関係というか、デマケになります。こちらが先ほど申し上げたように、事業所数だとか事業所規模、あと調査するエネルギーの内容とかがデマケというそれぞれの分担となっております、当然ですけれども調査の際には、重複で同じ事業者さんに両方の調査が行かないように、そこは重複排除して実施してございます。

6ページが大まかなフローになりますが、以降はちょっと細かいので、担当の齋藤から御説明させていただければと思います。よろしく願いいたします。

○齋藤室長補佐 それでは、私、齋藤のほうから御説明させていただきます。利用する資料は、資料A-2、実施要項の案になります。

では、主な変更点としまして、まず、3つほど挙げさせていただきます。これは資料にはないですが、統計調査としての品質、精度を維持するための変更として記載内容を充実、最近の動きを踏まえて業務を追加してございます。

それから2つ目は、事業評価の段階で未達だった回収率の目標値72%を65%に変更させていただきました。

3つ目は、競争入札の参加を促すための見直しとして、まず、過度な負担の回避ということで、先ほど申し上げました、例えば目標回収率を65%に引き下げるとか、引継ぎの費用について負担を明確にしたとか、3年前の開示情報では詳細になっていなかった部分を詳細にしたり、あとは、表示する年次を拡大したりといったことを行っています。

そのほか、仕様書の中の業務内容、提案書雛形の提案要求事項、評価項目の一覧の平仄をそろえて提案書を書きやすくするなど工夫しております。そのほか、配点の見直しを行ってまして、基礎点が今まで6点だったものを17点に11点アップさせています。そ

れに伴って加点のほうを11点減らし、194点から183点に変更しています。こういった、主に3つの変更を加えております。

業務の実施要項の説明の詳細に入る前に、先ほど概要説明のページがありましたが、これで簡単に事業の概要を御説明させていただこうと思います。資料A-3、6ページ、中ほどに①から⑩まで作業の内容を書いておりますが、ここが本事業の対象事業になります。外側に0の調査企画、右側の3の公表、それから左側の1の標本設計、あと右側の2の推計・集計・分析というところ、これは、0と3は資源エネルギー庁のほうで担当し、1と2は別の委託事業として切り離し、別事業者を担当していただいております。統計調査としてはこれで一体となるのですが、真ん中の部分が今回の事業の対象となります。

では、実施要項の説明をさせていただければと思います。

○齋藤室長補佐 それでは、実施要項のページ数でいうと、140分の6ページまで飛ばさせていただきます。こちらには委託業務の内容として、(1)から(10)まで記載がございます。黄色く色づけたところ、赤字で変更になっているところがありますが、ここは前回の仕様書と比べて文言を的確に表すという意味で変更させていただいております。

続いて、次の7ページになります。「実施に当たっての注意事項」ということで、本事業を実施するに当たって全体的な注意事項を列記してございます。1つ目の黄色く色づけているところについては、報告者負担の軽減ですとか、あとはオンラインによる回答率の向上、そういったことについて提案を行っていただき、職員の下承を得て実施するというふうに、少し文言を書き加えさせていただいております。

それから、同じページで下のほうに、「本業務の実施に当たり、実査や審査を」という部分ですが、こちらは研修に関して記載しております。この事業に従事していただく民間企業の職員の方、そういった人たちに調査内容の教育はもちろんなのですが、守秘義務とかそういったものを十分に理解していただくように、事前に研修を行っていただくということを明記してございます。

続いて、(1)の名簿の作成の部分ですが、こちらは業務の内容自身は大きく変わっていないのですが、3年たって利用する母集団の名簿の数が変わってきておりまして、8ページになりますが、総務省の「母集団データベース（年次フレーム）」が前回では600万と書いてあったのですが、620万件に変更しています。こちらが名簿の作成に関することです。

続いて11ページ、(2)調査関係書類の作成・印刷という項目ですが、こちら先ほ

ど申しあげましたように、オンラインによる回答率向上に資する方策をまず検討していただきたく、それを想定して、いろいろな調査関係書類を準備いただくということを書き加えさせていただいております。

次が13ページです。この調査の方法としては、紙で回答いただくという方法と電子的に回答いただくという2種類の方法を用意していますが、電子調査票の開発に関して、今も実施しているのですけれども、記載がなかったので書き加えさせていただいております。13ページの欄外の脚注ですが、「HTML形式の提案を排除するものではない」と書いてある部分です。これは、今はエクセルと書いてございますが、HTML形式で回答を集めるという方法も、総務省のほうで仕組みとして用意されているようで、これを使うことも可能というふうにしております。最近、民間企業でセキュリティの強化が行われていて、マクロ入りのエクセルが使えないという問合せが結構あるものですから、そういったものに依存しないHTML形式の調査票を導入しても、それは構わないということで、脚注ですが書いてございます。

続いて16ページ(6)調査票受付・画像化・データ入力という部分です。ここについて、本当にちょっとした改修なのですが、提出状況を毎週報告いただいておりますけれども、そのときに単に総数だけじゃなくて、調査票や回答方法別に調査票の回答状況をつくっていただくということを明記しています。これは最後、調査が終わった後に、ある調査票だけ標本数が足りないとかいうことにならないように、常に意識して集めていただくようにしたいと思って書いています。

続いて、データ入力です。データ入力業務を外注する際、データ入力と、ベリファイというのを必ず行っていただくように記載しています。そのほか18ページになりますけれども、データ入力の照合と書いてございまして、納品されたデータを抜き取りまして、実際、正しく入力されているかを確認するというを必須とさせていただいております。

続いて18ページ、(7)督促です。こちらはオンラインによる回答率の向上を目指してやっていただくと。6月15日が調査票の提出期限なのですが、これを超えた後、まだ未提出の事業所に対して督促を行いますけれども、督促を行うときに回収率向上だけではなく、オンラインで回答いただくことも念頭に置いてやっていただくということでございます。

次が19ページ。(8)審査・疑義照会、データ修正です。こちらに記載しているのは、担当者の手入力という作業がどうしても発生するのですけれども、必ず別の担当者が照合

の作業を行って、ダブルチェックを行っていただくような体制を取っていただくという  
ことを書いてございます。

続いて（９）調査結果名簿・審査済個票等整備です。これは最近状況が変わりまして、  
20ページに調査票データ、メタデータという文言があるかと思えます。こちらは令和6年  
2月に、「調査票情報の円滑な二次的利用の確保に向けた調査票データ等の整備方針」と  
いうものが総務省のほうで定められまして、これに沿った対応をするということで、これ  
を新しい業務として追加しております。

20ページ、（10）作業報告書作成等になりますが、報告者負担の軽減を検討してい  
ただきます。実際に調査に導入するのは今期ではなく、将来になるかもしれませんが、エ  
ネルギー管理指定工場名簿というのがありまして、こちらに報告いただいている事業者さ  
んは、E E G S（イーグス）というシステムを使って省エネの定期報告をおこなっていま  
す。これについて実際に調査を行っていただいて、ヒアリングを行うなどして、この調査  
に応用できるかどうかを検討いただくということを書き加えさせていただいております。

ここまでが調査の実施方法に関してですが、そのほか21ページ、「情報セキュリティ  
に関する事項」、これも資料が抜けていたところがあったので加えさせていただきました。

それから23ページに飛びまして、業務の引継ぎです。冒頭申し上げましたが、業務の  
引継ぎは、事業が始まる前、それから事業が終わる後、事業者が替わった場合の費用負担  
について、今は現行の費用負担しか記載がなかったのですけれども、次に請け負う事業者  
の負担とか、そういったところをきちんと明確にしているというところが書き加えた点で  
ございます。

続いて24ページです。これは確保されるべきサービスの質というところで、前回、事  
業評価のときに達成ができなかったところがございます。目標回収率のところの値を  
72%から65%に変更するというをやっております。この65%という値は、5年  
度と6年度の実績値を基に四捨五入して切り上げて65%という値を設定しております。  
また、最終年度におけるオンライン回答率について50%超を目指すということも、ここ  
に記載してございます。

26ページ、入札に係るスケジュールですが、契約期間は3年間ということで変わらず  
で、令和5年7月を令和8年7月と置き換えただけで、年次だけを変更しているような状  
況ですが、十分な期間をもって公募を行うというふうにしております。

続いて28ページ、落札方式は総合評価方式を採用します。そのときに基礎点と加点の

部分を見直しまして、基礎点は17点、加点は183点と、それぞれ増やしたり減らしたりということをやっております。基礎点を11点アップするというので、提案者が2、3者いたら、基礎点を取るのは恐らく当たり前になるので、点数の差があまり生まれないという方向に働くかなと思っております。

続いて69ページです。従来の実施状況に関する情報の開示ということで、委託費ですが、今までは年度1本で4億5,000万円とか、恐らく記載があったのですけれども、上期と下期でそれぞれ経費を分けて計上しています。上期はどういったことをやるか、下期はどういったことをやるかというのは表の下に書いてございまして、これと照らし合わせると、どういった業務にどれだけ費用がかかっているのかというのが大まかに分かるかなといったところです。

70ページ、事業に要した人員ですが、前回のときは1年分しか表示していなかったのですけれども、2か年分表示するようにしております。

戻っていただいて、46ページ、提案書雛形についてです。提案書雛形については、組織として調査に関する専門知識、ノウハウ、蓄積があるかという点を、これまでは基礎点に入れていたのですが、加点に移動させていただきました。

あとは、52ページには提案書の要求事項として、ちょっと見にくいのですが書き込んでありまして、これは仕様書の業務内容に応じて、同じようにそろえて記載してございます。

次は、64ページ、評価項目一覧になります。黄色く塗り潰しているところですが、これは先ほど御説明した提案事項に合わせて、評価の項目も合わせています。実は前回、この部分は2つの項目しか分けていなかったのですけれども、今回は12個に分けて点数配分をしています。提案書のひな形、評価項目の一覧表、仕様書の項目、それぞれ平仄を整えることで、提案者にとって提案しやすい、提案書が書きやすいように書き換えてございます。

駆け足になりましたが、これで実施要項（案）の説明を終わりにしたいと思います。

○中川主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項（案）について、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

石田委員、お願いいたします。

○石田副主査 御説明ありがとうございました。

実施要項の5ページ、調査の方法のところ、エクセルファイル、政府統計共同利用システムのガイドラインの記載に沿って、設計、開発とあるのですが、先ほどの説明では、既に現在、もう開発して使っているという理解でよいでしょうか。

○齋藤室長補佐 そのとおりです。今、この4月から令和7年度の調査をしようとしていて、令和7年度用の電子調査票は既に開発済みです。次のときは、そのファイルを提供させていただいて、年次を変更する程度の改修しかないかもしれませんが、変更して使っていただくということを予定しています。

○石田副主査 分かりました。そうすると、今、既にあるものは、新規参入者が落札した場合には、既存の今までできているものを渡すので、既存事業者が特に優位になることではないということですね。

○齋藤室長補佐 そのとおりです。

○石田副主査 それというのは、この文言で読み取れるのでしょうか。

○齋藤室長補佐 引継ぎのところ、成果物の著作権について、前回の仕様書にも書いてあった文言をそのまま使わせていただいているのですけれども、お渡しするとは読めないのですが、前回やっている事業で出てきた成果物というのですか、それは資源エネルギー庁の著作権になると思うので、それをお渡しするということになると思います。

○石田副主査 伺いたいのは、新規参入者が過度に開発しなくてもいいということが読み取れる内容になっているのでしょうかということなのです。それは読み取れる内容になっているという理解でいいですか。「既に今あるものに軽微な修正は加えてもらうけれども、今あるものは渡す」と言わないと、新規に開発しなければいけないのではないのかと誤解されると、新規参入者は負担が重いと思うのではないかと思ったので、質問です。

○齋藤室長補佐 そうですね、もしかしたら書き足りていないかもしれません。そこは少し考慮する必要があるかもしれません。

○石田副主査 では、新規参入者は追加の開発はあるかもしれないけれども、今あるものは、使っているものは渡すというようなことが読み取れるようにしていただけたらと思います。

あと、もう一ついいですか。今度、16ページ、17ページですが、紙で回収してきたものをPDF等で画像化します。画像化したものを今度は、再委託することになることが多いと思いますけれども、人が手でデータを入力します、入力した人と違う人がダブルチェックをしますということでもいいですね。

○齋藤室長補佐　そうですね。これはこう書いていなかったとしても、ほとんどのデータ入力会社の方は、ベリファイ入力というのをやっていると思います。従前は書いていなかったのですが、あえて、しっかり明記したというところになります。

○石田副主査　今、技術が日進月歩で進んでいる中で、例えば、「この作業には生成AIの利用を妨げない」とか、そういうことはできないのですか。何万件という画像を生成AIに入れて、これをエクセルで作成することは可能なような気がするのですが、そういうのは難しいのですか。業者によっては、わざわざ人で入力するのではなくて、そういう新たな方法を考えてもらうことを、提案してもらうことを妨げないというのは入れられないという感じですか。

○齋藤室長補佐　情報セキュリティの観点から、生成AIを使うことは私のように知識がなくてもできるかもしれませんが、調査票情報は非常に機微な情報ですので、そこをしっかりと担保できないことにはちょっと難しいような気がいたします。

○石田副主査　分かりました。いつまでもすごく膨大な量のデータを人が手で入力をして、また、それを違う人がチェックするというのは非常に非効率のような気がしましたので質問しました。ありがとうございました。

○齋藤室長補佐　ありがとうございます。

○中川主査　ほかにございますでしょうか。

岡本委員、お願いいたします。

○岡本副主査　ありがとうございました。2件ほどあります。

1つは、今日御説明がなかったのですが、資料A-4を見ますと、入札不参加の理由についてヒアリングをしていただいて、そのときの答えとして、事業規模が大きくて体制構築が難しいということが挙げられていると読めるのですが、これに対する対応というのはできないものなのでしょうか。過去にこの委員会でも議論があったのかもしれませんが、その辺どうなのでしょう。例えば地理的に分けるとか、そういう手だてではできないものかという質問です。

○齋藤室長補佐　恐らく委員がおっしゃったのは4年度のところに書いてあるものですね。

○岡本副主査　4年度も、その前にも書いてありますね。

○齋藤室長補佐　冒頭少し御説明させていただいたのですが、この事業は既に2つに大きく分割してしまっていて、これ以上、何かを分けるとなると、例えば印刷の部分とか、あとはデータ入力の部分とか、そういった分け方になってしまうのかなと思います。ですが、実

際には一つにして発注したほうがより効率的に実施できると考えていますので、そこは事業規模がどうしても、この約18万対象という大規模な調査、しかも標本調査という特殊な調査においては少し難しいということだと思います。長年これは検討したことだと思いますが、現状、変更していない状況です。

○岡本副主査 分かりました。承知いたしました。

それで、令和3年度の段階の業者の方と令和4年度の業者の方、替わっていますよね。

○齋藤室長補佐 はい。

○岡本副主査 以前の業者の方が入札されなかったのは、やはり実施体制が難しいということなのですか。

○齋藤資源室長補佐 以前の業者さんは、会社の方針で事業から撤退したという経緯が恐らくあったのだと思います。

○岡本副主査 そういことですか。それ以降は、この業者の方は説明会にも来ていらっしやらないと。

○齋藤室長補佐 そうですね。ただ、現行の業者さんに切り替わった瞬間、ノウハウが以前の業者さんに相当あったため、令和4年度、5年度調査は再委託先として入っていたようです。

○岡本副主査 なるほど、分かりました。

それでは、実施要項について2点ほど質問があるのですが、資料A-2ベースでいうと、140分の17ページで、①契約書等への記載という項目がございますよね。そのハ)のところなのですが、「データ入力業務等を他の事業者に再委託してはならないこと」という、この表現ですが、まず、このデータ入力業務等の「等」とは何ですか。

○齋藤室長補佐 「等」でしょうか。

○岡本副主査 ほかの部分は「等」がないのですが、ここだけ「等」が入っているのですね。

○齋藤室長補佐 これは調査統計グループという経済産業省の組織が定める文書があって、そこにこの文言が書かれています。17ページのデータ入力業務を再委託の次の次の行です。

○岡本副主査 後で、もしあったら教えていただければ結構です。

○齋藤室長補佐 分かりました。

○岡本副主査 もし同じ表現であれば、データ入力業務だけでもいいのかなと思っただけの話なので。

それでお聞きしたかったのは、その次ですけれども、「データ入力業務等を他の事業者に再委託してはならないこと」と書いてありますが、再委託というのは再委託業者からの再委託を意味しているのですよね。

○齋藤室長補佐 そうですね。

○岡本副主査 ということは再々委託ですよね。

○齋藤室長補佐 そうですね。

○岡本副主査 そうであれば、混乱が生じないように修正されたほうがいいのかなと思いました。

○齋藤室長補佐 はい。

○岡本副主査 それから、これはあくまでも確認ですけれども、140分の18ページに移って、(7)の①書面による督促とありますよね。「合計2回、書面による督促を実施する」とありますけれども、この2回とは、リマインドはがきを1回送って、督促はがきをもう1回、合計2回という意味ですか。

○齋藤室長補佐 そのとおりです。

○岡本副主査 そうすると、期限が来る前にリマインドを送って、期限が来た後に督促を送ると、そういう理解でいいのですよね。

○齋藤室長補佐 このリマインドはがきを送るのを決めるタイミングというのは、期限近くになる、期限より前になります。

○岡本副主査 要するに、期限前ですよね。

○齋藤室長補佐 前になります。

○岡本副主査 前の段階は、督促という言葉は使わないのですよね。

○齋藤室長補佐 督促、そうですかね、言葉の使い方かと思います。

○岡本副主査 ちょっと引っかけただけなので、要は、2回の意味は、期限の前に送ると期限後に2回送りなさいと、そういうことですね。

○齋藤室長補佐 そうですね。この1行上に書いてありまして、「調査票提出期限の前と後に合計2回」というふうに書いてあります。これで、リマインドはがきは前、督促はがきというのは後になります。

○岡本副主査 分かりました。

あと、ちょっと誤植があったので、それは事務局に提出いたします。よろしくお願いたします。

○齋藤室長補佐 ありがとうございます。

○中川主査 ほかにございますでしょうか。

尾花委員、お願いたします。

○尾花専門委員 御説明いただき、ありがとうございました。御庁がこの事業を実施するに当たり、応札業者の履行能力をどう判断するかというのを慎重に検討されて、この実施要項をつくられていると思われたので、その点で気がついた点を2点ほど申し上げたいと思います。

まず、1点目は、再委託の点です。再委託先が御庁にとって好ましくないところであったとしても、50%以下であり、暴力団でない、かつ本体的な業務を委託しない限り、拒絶できないような実施要項になっているように読めるのですが、この点はあまり懸念されていないということでしょうか。まず、1点目です。

○齋藤室長補佐 例えば、海外にこの調査の入力業務をお願いしてしまうとなると、調査票が国外に出てしまうと思うので、そういった点は注意しなきゃいけないとは思いますが。たしか、どこかに情報セキュリティに関する記載をしていたような気がします。

○尾花専門委員 お話の途中で発言して申し訳ないのですが。

○齋藤室長補佐 申し訳ございません。17ページの、先ほど別の委員が指摘いただいた近く、ロのところ、プライバシーマークの認定を受けている者とか、あとは情報セキュリティマネジメントの認証を取得している者とかいうのを要件としています。

○尾花専門委員 それは再委託先もそうでしょうか。

○齋藤室長補佐 これは再委託先のことですね。

○尾花専門委員 何ページですか。

○齋藤室長補佐 17ページの、行数を書いていなくて申し訳ないのですが、ロと書いてあるところ、①のロです。

○尾花専門委員 17ページのロ。

○齋藤室長補佐 ①のロです。

○尾花専門委員 なるほど、分かりました。ただ、これだけが条件で、他方、22ページを拝見しますと、再委託先についても、その他のプライバシーマーク、ISO認可等を取っていることが重要だけど、再委託先についても望ましいみたいな記載があるのですけ

れど、それと17ページというのは矛盾しないということですか。

○齋藤室長補佐 17ページのほうは、実際にデータ入力の業務で、電子化した調査票をお相手の方にお渡しして、データを入力していただくという業務です。ほかに再委託先として考えられるのが、印刷を請け負っていただく会社さんとか、あとは電話で督促をしていただくような会社さんになるかなと思います。その場合、恐らくほとんどプライバシーマークとかは保有しているような会社さんと、主要な会社さんであれば取引はされているとは思いますが、ちょっと明言ができないのですが。

○尾花専門委員 これを申し上げた根拠というのは、1者応札を防ぐために、すごく工夫されているのは分かるのですが、本件は重要な調査で、再委託先が御庁にとって望ましくない人が出てきた場合、現在記載されている条件だけで除外できるのかという観点からさらに見ていただいてもよいのかと考えたからです。年金機構が過去、海外に委託してしまい、あまりよくない結果が生じたことを防ぐ何らかの条件を課していただいて、御庁が拒絶する武器を持っていただきたいなと思ったのが根拠です。

○齋藤室長補佐 ありがとうございます。

○尾花専門委員 その観点から、もう1点あるのですが、評価項目表の中で実績を問うている部分がございますが、データ入力ではなくて、何件以上という数量の実績記載がありましたよね。

○齋藤室長補佐 1万件という。

○尾花専門委員 これは期間限定にしてもいいように思うのです。例えば、3年以内とか1年以内とか、去年とか、もし履行能力について、これを必要要件で非常に重要なのであれば、実績を要求するときに過去何年以内にと書くような例もございますので、そのような検討をしていただくのもいいのかなと感じました。

その点と、もう1点は、この実施要項の中の基礎点の中に、「適正な人員」があるかという条項が、サーチをするとたくさん出てくるのです。この「適正な人員」は御庁が判断権を持っておられ、必要な人員、適正な人員、その人員についての要求が基礎点になっていて、例えば、3人なら合格だけど、2人なら不合格というような判断がされてしまうのかどうかというところを教えてくださいました。

○齋藤室長補佐 例えば、47ページの真ん中あたりに、本業務を遅滞なく的確に遂行するための必要な人員が確保されているような、ここの書きぶりですね。

○尾花専門委員 そうです。もしくは、63ページの評価項目表を御覧いただきますと、

必須点というか、基礎点のところでは人員の表記がありまして、必要な人員とか、その表記がたくさんあるもので、これで、応札を考える人は3人だったらいいのかな、5人だったらいいのかな、1人じゃ駄目なのかなとか、そんなことを御判断になるかと思うので、この点で、あまり競争を柔軟にやっていただくために、人員を細かく決めること自体、普通は望ましくないのですが、履行能力確保のために御庁がここの部分をきちんと見たいというのであれば、場合によっては何人以上と限定することは、本当はこれまでの審議ではこういうのはいけませんよと、私、言ってきた身なので申し訳ないのですが、必要とか適正とか書くよりは、最低何人と書くか、もしくは、過去の実施状況の報告のところでは人員についての情報を公開していただけると、新しい業者さんが何人をもって御庁が適正と考えているのか、必要と考えているのかが分かっているのかなと感じました。

○齋藤室長補佐 ありがとうございます。具体的な何名というのはなかなか書きにくいところではありますけれども、実態としては、この提案をいただいたときに、基礎点をつけない、基礎点をつけないと失格になるのですが、ここで落とすことというのはなかなか難しいところであるので、ちょっとどうしたらいいかはよく分からないのですが、分かりました。

○尾花専門委員 過去の状況で、人数はどのようになっていますか。

○齋藤室長補佐 過去の状況は70ページになりますが、現在、5年、6年、7年度の調査を実施していますけれども、ここで5年度と6年度の業務内容ごとに何名の方を割り当てたか。

○尾花専門委員 本当ですね。すみません、ここを読み落としていました。

○齋藤室長補佐 とんでもないです。

○尾花専門委員 そうすると、ここを書いていただくことで、御庁が考える必要な人員というのをおもんばかってくださいというメッセージが出ているということですね。

○齋藤室長補佐 そうですね。

○尾花専門委員 そうであれば安心いたしました。結構かと思います。もし何か質問を受けたときには、そのような実施状況を御覧いただいて、御庁が考える必要な人員というのをおもんばかってくださいというような御説明をされてもいいと思います。この点は読み落としておりました。失礼いたしました。

以上です。

○齋藤室長補佐 ありがとうございます。

○尾花専門委員 ありがとうございます。

○中川主査 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

三輪委員、お願いいたします。

○三輪専門委員 1点指摘をさせてください。すごく小さい点なのですが、この実施要項の中に「EXCEL」という言葉が頻出するかと思います。これは恐らくマイクロソフトの商品の名前、エクセルかなと思っているのですが、これが多分マイクロソフトのトレードマークだとか正式なものでは、Eだけが大きく、残りが小文字なんじゃないかと思うのです。私、別のテキスト執筆で直させられたことがあったので、恐らく公の書類として出るものでしたら、正しい表記にされたほうがいいかなと思いました。

すみません、コメントというか指摘だけです。

○齋藤室長補佐 ありがとうございます。全て置き換えます。

○中川主査 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

では、事務局から何か確認すべきことがあればお願いいたします。

○事務局 御審議ありがとうございます。

石田委員から、5ページのエクセルファイルの開発、岡本委員から、17ページのデータ入力業務、尾花委員から再委託の要件、三輪委員からエクセルの表記につきまして御指摘いただきました。委員から御指摘いただいた点を踏まえまして、実施機関に検討を依頼し、回答をいただきつつ、後日、委員の先生方に御確認いただくようにしたいと思います。

以上です。

○中川主査 それでは、本日の審議を踏まえ、経済産業省資源エネルギー庁におかれまして引き続き御検討いただき、事務局を通して各委員が確認した後に、手続を進めるようお願いいたします。本日はありがとうございました。

○齋藤室長補佐 ありがとうございます。

○事務局 事務局でございます。資源エネルギー庁様、本日はありがとうございました。御審議は以上となりますので、退出ボタンを押して御退出されてください。ありがとうございました。

(経済産業省資源エネルギー庁退室)

○中川主査 それでは、引き続き小委員会の再開に向けて準備を行いますので、しばらくお待ちください。

○事務局 それでは、国土交通省様に御入室いただきます。

(国土交通省入室)

○中川主査 それでは、ただいまから第757回入札監理小委員会を再開いたします。

建設工事統計調査 調査業務の報告案件について、国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室、長谷川企画専門官から御説明をお願いいたしたいと思っております。なお、御説明は5分程度でお願いいたします。

○長谷川企画専門官 御紹介ありがとうございます。国土交通省建設経済統計調査室の企画専門官をしております長谷川と申します。よろしくお願いいたします。

本日、私のほうからは建設工事統計調査業務の状況について御報告したいと思っております。資料は2-1と2-2という2枚になっております。お手元にご覧いただけますでしょうか。では、始めさせていただきます。

まず、2-1と2-2を行き来しながら御説明しますが、当室では統計法に基づく基幹統計である建設工事統計調査を所管しております。

2-2のほうで統計の概要を御説明いたします。建設工事統計調査の概要ですけれども、建設工事及び建設業の実態を明らかにすることを目的とした調査でございます。建設工事受注動態統計調査と建設工事施工統計調査の2本で構成されております。

まず、左側、受注統計のほうですけれども、こちらの調査内容は、建設業者の建設工事の受注動向及び公共機関、民間等からの受注工事の詳細を把握するものとなっております。こちらの調査時期は毎月となっております。調査が大きく2つありまして、甲調査と乙調査というものがあるのですけれども、甲のほうは約1万2,000業者を対象にしていて、乙のほうは大手の50社と言っていますが、今は49社に調査をしております。

右側の施工調査のほうですけれども、こちらの調査内容は、建設業者が1年間に施工した建設工事の完成工事高などを調査して、建設業の実態、建設活動の内容を把握するものとなっております。こちらの調査時期は毎年度となっております。調査対象は約11万業者となっております。

では、2-1の本体資料のほうに戻らせていただきます。こちらの建設工事統計調査ですが、公共サービス改革基本方針に令和4年頃から掲載させていただいております。令和6年からは、オンライン調査を導入するという事になった関係で、こちらの委員会でも御説明して、実施時期の記載をなくしたという経緯がございます。

具体的には、2の現状についてのところで御説明いたします。2行目ぐらいからです。こちらの会議の令和6年5月22日のときに、延期といたしますか、実施時期を記載しない

ことについて御説明をしております。当時、令和6年だったのですけれども、令和7年度からの本格的なオンライン調査の導入を目指しておりました。令和6年の5月時点では、まだオンラインの場合の民間の業務がどういうふうになるかというのが見えていないですとか、あとは令和7年にオンライン調査を導入した後に、実際の回答状況を踏まえたさらなる検証が必要になるだろうということですか、その検証を踏まえた追加的な取組を講じる必要があるだろうと見込まれていました。そのため、その段階では不確定要素が結構ございまして、不確定要素を一定程度排除した後に市場化テストを行うこととしたいという旨を御説明しておりました。

その後、実際にオンライン調査については、両調査とも、令和7年度から導入してございます。今のところ、回収率ですとか回答状況などを検証して、引き続き必要に応じてエラーチェックの機能ですとか調査回答環境の向上や、システムの改修ですとか、業務プロセスもいろいろ改善が必要かなと考えていて、改善を図っていくこととしております。

これと並行して実は、資料の「他方」というところですが、別の動きも新たに発生してしまっていて、受注統計調査のほうで、回答者からの誤報告というのが発生して、四半期別のGDP速報の数値を臨時で改定するというようなことが令和6年7月に発生しました。この事案を受けまして、省内に設置した統計の有識者会議で統計品質改善会議という会議がございまして、そこでまず、中間整理を出していただき、その後、総務省の統計委員会の答申も出ていまして、それらにおいて、調査の根幹である標本設計の在り方などの見直しの必要性も指摘されたところです。

この答申や中間整理の内容は、先ほどの2-2の資料の下にも掲載しておりますので、必要に応じて御参照ください。

こうした調査の在り方を見直すべきとの指摘を踏まえまして、まさに現在、統計品質改善会議のほうで、調査の在り方自体を議論しているところでございます。それなりに大幅な調査方法自体の見直しも含めた議論もしておりまして、議論の結果によっては業務の内容がかなり大きく変わる可能性も現在あるところですので、現時点においては、市場化テストを実施する環境がまだ整っていないという状況でございます。

最後、3の今後についてですが、受注統計及び施工統計ともに、統計品質改善会議で、まさに今、調査方法も含めて、在り方を検討しておりますので、この議論の状況も踏まえ、一連の定型業務を包括的かつ効率的に民間委託できる環境が整った段階で、市場化テストの実施も検討したいと考えております。

御説明は以上になります。

○中川主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました報告案件について、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、審議はここまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべきことがあればお願いいたします。

○事務局 事務局です。確認することは特にございませぬ。

○中川主査 ありがとうございます。

それでは、本日の審議を踏まえ、当事業の報告案件について、監理委員会に報告することといたします。

報告案件の審議は以上となります。本日はありがとうございます。

○長谷川企画専門官 ありがとうございます。

○事務局 国土交通省様、ありがとうございます。審議は以上となりますので、退出ボタンを押して御退出されてください。ありがとうございます。

(国土交通省退室)

— 了 —